

## 教員・保育士の養成に係る組織

### 1. 教職課程全体を統括する「教職支援センター」

「教職支援センター」は、「教職支援センターに関する規程」に基づき、教員・保育士の養成の全体を包括した教育指導及び支援など、運営を幅広く円滑に援助することを目的としている。

教職支援センター長は、専任教員が務め、副センター長は、人間健康学部部会・教育学部部会より各1名が務める。事務局は教務課が所管する。

### 2. 中核組織としての「教職支援センター運営委員会」

「教職支援センター運営委員会」は、「教職支援センター運営委員会規程」に基づき、「人間健康学部部会」「教育学部部会」の連携のもと、各事業等を決定する中核組織としての役割を担っている。

委員長は、教職支援センター長が務め、副委員長は、人間健康学部部会長、教育学部部会長、委員は、両部会の代表者及び事務局で、計10名である。月1回の同センター運営委員会で教職支援センター主催の事業や両部会での検討事項など教職課程等の推進に関する諸事業を審議する。

### 3. 教員・保育士養成を推進する「人間健康学部部会」「教育学部部会」

「人間健康学部部会」は、部会長のもと、部会員は人間健康学部の教職課程を担当する教員、そして事務局の計7名である。「教育学部部会」は、部会長のもと、部会員は教育学部教員全教員、そして事務局の計15名である。

定例会は月1回であるが、必要に応じて臨時部会を開く。教員免許・保育士資格を取得するための課程の推進を始め、「教職支援センター運営委員会」から権限移譲された諸事項を審議するとともに、推進の実務も担当する。

以上、組織関係図は以下の通りである。

